

| | | | | | | | | |
|------|--|----------------------------------|----|---|----------|------|----|--|
| 科目名 | 通信法 I Telecommunications Law I | | | 担当教員 | 横内 孝史 | | | |
| 学年 | 4 年 | 学 期 | 通年 | 履修条件 | 選択 | 単位数 | 1 | |
| 分野 | 専門 | 授業形式 | 講義 | 科目番号 | 15235026 | 単位区別 | 履修 | |
| 学習目標 | 我が国の電波利用に関する基準を定めた法律である電波法を正しく理解し、これから社会で活動する学生に必要な知識・能力を養うこと目標とする。併せて無線従事者国家試験受験のため、必要な学力を身につける。 | | | | | | | |
| 進め方 | 授業は教科書に沿って進める。電波法のしくみを理解するうえで必要と思われる事項を中心に講義を行い、さらに受験学力を身につけるため演習問題を取り入れる。重要な事項はレポートとして課し、成績評価に取り入れる。 | | | | | | | |
| 学習内容 | 学習項目 (時間数) | | | 学習到達目標 | | | | |
| | 1. 総論(7) (1) 電波関係法令の体系 (2) 電波法の概要 (3) 電波 (4) 無線設備 (5) 無線局 (6) 無線従事者の資格制度 ----- [前期中間試験] (1) | | | 電波の特質や利用分野を認識し、電波の利用には法による規制が必要なことを理解する。 A3:3 法令用語の定義や電波関係法令の概要を理解する。 D2:1 | | | | |
| | 2. 答案返却・解答(1) 3. 無線局の免許(7) (1) 無線局の開設と免許 (2) 免許手続 (3) 免許の有効期間と再免許 (4) 無線局の免許状 (5) 運用の開始, 休止及び廃止 (6) 免許内容の変更 ----- 前期末試験 | | | 無線局の開設が免許制度であることを理解する。 A1:1 免許手続, 免許状記載事項等を理解し, 開局に必要な知識を得る。 D2:3 | | | | |
| | 4. 答案返却・解答(1) 5. 無線従事者(3) (1) 無線従事者の操作と範囲 (2) 無線従事者の免許と国家試験 (3) 無線従事者の配置 6. 無線局の運用(4) (1) 無線局運用の基本原則 (2) 混信の防止, 秘密の保護 (3) 時計・業務書類の備付け ----- [後期中間試験] (1) | | | 電波利用の秩序を維持するためには, 無線従事者資格が必要であることを理解する。 A1:1 電波を能率的に利用するには運用の方法が大切であることを理解する。 A2:3 | | | | |
| | 7. 答案返却・解答(1) 8. 無線設備(3) (1) 電波の質 (2) 空中線電力 (3) 送信設備・受信設備の一般的条件 (4) 技術基準 9. 監督等(2) ----- 後期末試験 | | | 電波を有効利用するために必要な技術的条件を理解する。 D2:3 監督の必要性を理解する。 A3:3 | | | | |
| | 10. 答案返却・解答(1) | | | | | | | |
| | 評価方法 | 定期試験を 90%, レポート評価等を 10%の比率で評価する。 | | | | | | |
| | 履修要件 | 特になし | | | | | | |
| | 関連科目 | 通信法 I (4 年) → 通信法 II (5 年) | | | | | | |
| | 教 材 | 教科書: 安達啓一著「電波法大綱」電気通信振興会 | | | | | | |
| 備 考 | 第一級陸上特殊無線技士の免許取得には, 本科目の単位取得が必要である。 第二級海上特殊無線技士の免許取得には, 本科目の単位取得が必要である。 オフィスアワー: 毎月曜日放課後~17:00 | | | | | | | |